

仕 様 書

1. 件名

エンダウメント基金の投資一任契約（OCIO（アウトソースド・チーフ・インベストメント・オフィサー）、単独運用指定金銭信託等を含む）

2. 目的

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という。）は、学園が保有する基金（エンダウメント）について、教育研究活動への持続的な貢献を目的として、資金運用を新たに開始する。

本業務は、専門的知見の補完並びにガバナンス機能及びリスクマネジメント機能の強化を図るため、次の３つの機能を委託するものである。

- ① 基本ポートフォリオの策定、投資先の選定、モニタリング及びリスク管理を主体的に行う包括的コンサルタント機能
- ② 委託された資金の運用執行機能
- ③ 資金運用関係業務のバックオフィス機能

業務にあたっては、関係法令並びに学園が定める規則及び資産運用基本方針を遵守すること。

3. 基金の概要

提案の前提として、学園の基金の状況は次のとおりである。

- (1) 基金の規模は、寄附者の意向により公開しないため、本提案の応募者に個別に開示する。開示の手続きは、別紙企画競争実施要領を参照のこと。
- (2) 現在、運用資産及び運用委託先はなく、預金として保有している。
- (3) 本基金は寄附金を原資とする恒久的な資金であり、長期の運用が可能である。
- (4) 運用の方向性は、元本の長期的な成長を優先しつつ実質価値を保全し、運用実績に応じて収益の一部（金額は個別に開示する）を教育研究活動に充当することとする。
- (5) 想定する目標リターンは、各種報酬及び費用の控除後（ネット）でインフレ率（CPI）＋3～4%程度である。ただし、本値は現時点の想定であり確定値ではない。最終的な目標は、選定した委託先との協議を経て、資産運用委員会の審議及び理事会の承認により決定する。
- (6) 学園は、外部有識者を含む委員で構成する資産運用委員会を設置する予定である（年２～４回の開催を想定）。運用方針及び基本ポートフォリオは、同委員会の審議を経て理事会が決定する。

- (7) 応募者は、原則としてカストディアン（信託銀行）を提案すること。提案がない場合は、学園が選定する（6.5 参照）。

4. 業務内容

本業務の内容は、下記(1)から(7)に掲げるものを想定している。

(1) 運用方針の策定に関する助言

- ① 目標収益率、投資資産及びポートフォリオ構築に関する助言
- ② 許容リスクに関する助言

(2) 基本ポートフォリオの策定及び見直し

- ① 運用目標の達成に適した基本ポートフォリオの提案
- ② 運用開始から目標とするポートフォリオに到達するまでの構築計画の策定
- ③ 基本ポートフォリオの検証及び必要に応じた見直し（年 1 回以上）

(3) 運用商品・運用会社の選定及び運用執行

- ① 資産クラスごとの戦略配分の設計及び年度ごとの資金運用計画の策定
- ② 投資先ファンド及び運用会社の調査、評価並びに選定
- ③ 投資先ファンドの管理、運用会社・投資資産に関わる事務手続き及び資金移動に係る手続き
- ④ 上記③に係る方針の策定及び実施状況の報告

※自社又は自社グループが運用、販売若しくは組成に関与する商品を採用する場合は、あらかじめ学園の承認を得ることとし、その合理的な理由並びに自社及び自社グループが当該商品から得る収益を説明すること。

(4) モニタリング、リスク管理及び報告

- ① 運用状況全体のパフォーマンス及びリスクに関わる計数分析の月次報告
- ② リスク限度（資産クラス別配分の許容範囲、集中度、流動性、為替等）の設定に関する提案及びその遵守状況の管理
- ③ 市場環境の分析（四半期毎及び随時）
- ④ リスク限度の超過その他重要な事象が生じた場合の学園への速やかな報告及び対応方針の提案

(5) 資産運用委員会及び理事会に対する説明

- ① 資産運用委員会への出席、付議資料の作成及び委員への事前説明
- ② 委員からの照会事項への対応

③ 理事会等における運用実績の説明（年 1 回以上）及び資金運用に関する説明（随時）

④ 学園は英語を主たる使用言語とする組織であることから、本項の説明資料の作成及び口頭説明について、英語による対応が可能であることが望ましい。

(6) 運用開始時の移行業務

① 契約締結から運用開始までの移行計画の策定及び実行（カストディアンとの口座開設に係る調整、データ授受及びレポーティング体制の立上げを含む。）

(7) その他の業務

① 学園のステークホルダーに対する啓蒙プログラムの企画及び提供

② 学園の会計・税務・開示要件（寄附金の区分経理、金融商品の時価注記、文部科学省のガイドブックに基づく開示区分等）に対応するために必要なデータ及び報告の提供。具体的な要件は学園が別途提示する。

③ 運用状況データベース（運用益管理簿）の作成支援及び運用益管理支援

④ 学園の財務部門及び執行部に対する資金運用に関する説明並びに学園内でのノウハウ及び知見の蓄積支援

5. 業務期間

契約締結日から 10 年とする。

受注者の業務実施状況が良好であり、学園・受注者双方が了承した場合、その後も契約を延長することができる。

ただし、不測の事態により基金の継続が困難となった場合、又は受注者の業務実施状況が不良であり、学園の業務遂行に支障を来すと学園が判断した場合、契約期間中でも契約を打ち切ることがある。

6. 提案内容

提案書は日本語により作成すること。

※なお、最終候補として選定された者に対して、オペレーショナル・デューデリジェンス、内部統制、事業継続計画その他の事項について、別途資料の提出又は説明を求めることがある。

6.1. 提案者の概要

(1) 資本金、従業員数等の規模を表す属性、業務経歴及び事業内容（金融商品取引業の登録番号及び国内での資金運用関連業務の実施年数を含む）

(2) 所有構造（親会社、主要株主）並びに自社及びグループ内の運用会社・信託銀行・証券会社等の状況

- (3) 利益相反の管理方針及び管理体制。あわせて、投資先ファンド、運用会社、信託銀行その他の第三者から受け取る一切の対価（レベニューシェア、事務代行手数料、紹介料等）の有無及び内容、並びにフィーオフセット（自社又は自社グループの商品に係る報酬を投資一任契約報酬から控除する仕組み）の有無及び内容を記載すること
- (4) 業務に関わる内部体制における、調査、投資執行及びコンサルティングの各機能の分離・独立の状況
- (5) 情報の管理・保護体制及びコンプライアンス体制

6.2. 実施体制

- (1) 担当責任者並びに担当予定者の人数、担当業務及び職歴
- (2) 担当予定者一人あたりの担当顧客数
- (3) 担当チームを支援する体制、及び担当者の交代が生じた場合の対応方針
- (4) キーパーソンリスクの管理体制
- (5) 英語によるコミュニケーションが必要な場合の対応方針（実務レベルは不要だが、理事会、経営陣への説明を想定）

6.3. 業務の内容・方法

上記 4 の(1)から(7)の各業務を踏まえて提案すること。あわせて次を提示すること。

- (1) 想定する目標リターンを達成するための基本的な運用方針及び資産構成の考え方（運用開始時のポートフォリオと、中長期的に目指すポートフォリオの両方を示すこと。両者が異なる場合は、運用開始時のポートフォリオから中長期的なポートフォリオへどのように移行していくかについても示すこと）。目標リターンの達成度に加え、ポートフォリオ全体及び投資資産個別のパフォーマンス・リスクについて、どのようにモニタリング及び評価を行うかを示すこと
- (2) 本業務における学園と受注者の役割分担の考え方。特に、投資判断のうちどこまでを受注者の裁量とするかを明示すること

6.4. 実績

本業務と類似するマンドートに係る運用実績及び業務実績を記載すること。運用実績については、測定期間、ネット／グロスの別及び比較対象とした目標収益率又はベンチマークを明示すること。

6.5. 提案価格（税抜）

基金規模の金額を前提とした年間の想定コストについて、金額及び料率を次の区分により提示すること。

- (1) 投資一任契約報酬。残高帯別の料率表を含めること。

- (2) 原資産の運用報酬(投資先ファンドの信託報酬等、基準価額から控除されるもの)について、提案する資産構成に基づく資産クラスごとの加重平均を記載すること。確定値である必要はなく、現時点の見込みで差し支えない。

※手数料は単独の評価項目ではなく、期待リターン等との関係で評価する。

- (3) カストディフィー及び口座開設費用等。カストディアンを併せて提案する場合(自社グループを含む)に限り記載し、その旨を明記のうえ、区分して記載すること。

- (4) 上記(1)から(3)の合計。

6.6. その他追加提案

上記以外に、業務上有効である事項があれば記載すること。

6.7. 添付資料

- (1) 参考見積書
(2) 本業務と類似するマンデートに係る月次又は四半期報告書のサンプル1部
(3) 資産運用委員会又は理事会への説明資料のサンプル1部

※(2)(3)については、顧客名その他の秘匿すべき情報を伏せたもの。

7. その他留意事項

- (1) 本業務において知り得た全ての情報に関し、いかなる理由があろうとも業務実施中及び業務実施後も第三者へ公開しないこと。特に、業務実施中は、各情報の取り扱いには十分注意し、情報漏えいなどのセキュリティ事故を発生させないように十分留意すること。
- (2) 提案書の作成のために学園から受領した資料は、学園の承諾なく公表し、又は本件以外の目的に使用してはならない。
- (3) 提案書に記載された担当責任者を変更しようとするときは、あらかじめ学園に通知し、同等以上の経験を有する者を後任とすること。
- (4) 学園は、各事業年度の終了後、業務内容の評価の場を設定し、必要に応じ受注者の業務内容について改善要求を行うことができる。
- (5) 業務実施状況が不良であり、学園の業務遂行に支障を来すと判断される場合、期間中でも契約を解除することがある。
- (6) 受注者は、学園の要求に応じ、各事業年度の終了後、投資先ファンド、運用会社、信託銀行その他の第三者から当該事業年度に支払いを受けた対価を学園に開示するものとする。
- (7) 本業務に係る契約には、金融商品取引法に基づく投資一任契約を含むものとする。

以上

別紙 評価事項

1. 必須項目

次の各項目をすべて満たすことを要する。

#	評価項目	評価指標
1	金融商品取引業の登録	本業務の遂行に必要な金融商品取引業（投資運用業）の登録を有していること。
2	国内拠点	日本国内に拠点を有していること（外資系の日本法人・日本支店を含む）。
3	経営状態	経営状態に問題がないこと。
4	中立性の体制	自社及びグループ内の運用会社・信託銀行・証券会社等との関係が開示され、利益相反を管理する体制が整備されていること。
5	法令遵守状況	直近 5 年間に於いて、本業務の遂行に重大な支障を及ぼす行政処分を受けていないこと。

2. 評価項目及び配点

#	評価項目	評価指標	配点
A	運用方針及びポートフォリオの設計	目標リターンを達成するための運用方針及び資産構成の考え方（資産別の長期期待収益率の算出方法を含む）、並びに運用開始から目標到達までの構築計画が、学園の状況を踏まえた合理的なものであるか。	50
B	投資先の選定・執行及び運用開始	投資先の調査・評価・選定の基準及びプロセスが具体的かつ実効的であり、優良な運用会社・ファンドへのアクセスを確保する手段を有しているか。運用執行及び運用開始までの移行を確実に遂行できるか。	25
C	モニタリング、リスク管理及び報告	運用状況及びリスクを学園が的確に把握できる報告体制となっているか。学園への情報公開の頻度が適切であるか。リスク限度の設定及び超過時の対応が適切であるか。	25
D	委員会・理事会に対する説明及び教育	資産運用委員会及び理事会に対する資料作成・説明の方法が、金融の専門家でない委員にも理解しやすいものであるか。委員及び役職員に対する教育が実効的であるか。	20
E	実施体制	担当責任者及び担当チームの経歴・人員配置が本業務を遂行するに足るものであり、体制の継続性（人材の定着状況、キーパーソンリスクの管理体制等）が確保されているか。	10
F	中立性・利益相反	自社又は自社グループの商品に偏ることなく、外部の優良な運	20

#	評価項目	評価指標	配点
	(オープンアーキテクチャ)	用会社・商品を含めて中立的に選定できる体制となっているか。受注者が学園以外から得る収益及び関係（グループ内運用機関、第三者からの対価等）を管理する体制が実効的であり、その内容が透明に開示されているか。	
G	実績	本業務と類似するマンドートの運用実績が、顧客が求める絶対収益率対比及びリスク調整後の観点から良好であるか。大学法人等における業務実績を有しているか。	25
H	英語による対応	資産運用委員会及び理事会に対する説明資料の作成及び口頭説明その他本業務の遂行において、英語による対応が可能であるか。	10
I	提案価格	学園が負担する費用の水準が提案内容に照らして妥当であり、費用の内訳が明瞭に示されているか。	25
J	その他追加提案	上記以外に、本業務の遂行にあたり有効と認められる提案があるか。	10
		合計	220

以上